

関東信越税理士会 熊谷支部5月例会次第

日時 平成24年5月7日(月)

午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|-----------------------------|---|-------------|
| (1) 4月 9日(月) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 4月 9日(月) | 支部研修部会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 4月 9日(月) | 支部広報部会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (4) 4月 9日(月) | 支部女性部会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (5) 4月 9日(月) | 県連常務理事会・理事会・税理士による上田清司後援会総会 | 於 | パレスホテル大宮 |
| (6) 4月17日(火) | 支部福祉共済部会 | 於 | 支部事務局 |
| (7) 4月18日(水) | 支部電子申告推進特別委員会 | 於 | 支部事務局 |
| (8) 4月20日(金) | 埼玉司法書士会熊谷支部定時総会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |
| (9) 4月21日(土) | 「税理士による小泉龍司後援会」総会 | 於 | 秩父市 妙見 |
| (10) 4月24日(火) | 支部税務支援対策部会 | 於 | 支部事務局 |
| (11) 4月26日(木) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (12) 4月26日(木) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (13) 4月26日(木) | 支部青年部会 | 於 | 支部事務局 |
| (14) 4月27日(金) | 社会保険労務士会熊谷支部通常総会 | 於 | マロウドイン熊谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・地域例会・署との協議会
日時 5月7日(月)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会
日時 5月7日(月)例会終了後
場所 ホテルガーデンパレス
内容 DVD研修「最近の最高裁判決から学ぶ事 武富士事件・長崎事件」
- (3) 支部監事会
日時 5月7日(月)午後2時00分～
場所 支部事務局
- (4) 支部予算編成会議
日時 5月7日(月)午後3時30分～
場所 支部事務局
- (5) 支部顧問相談役会議
日時 5月7日(月)午後5時00分～
場所 いづみ寿司
- (6) 熊谷法人会深谷支部報告会
日時 5月9日(水)午後4時30分～
場所 新楽
- (7) 支部理事会
日時 5月14日(月)午後2時00分～
場所 日本政策金融公庫
- (8) 本会理事会・支部長会
日時 5月18日(金)午後1時30分～
場所 パレスホテル大宮
- (9) 熊谷法人会定期総会
日時 5月21日(月)午後3時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (10) 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会定期総会
日時 5月22日(火)午前11時00分～
場所 熊谷市立商工会館

- (11) 支部総務部会
日時 5月23日(水)午後4時00分～
場所 支部事務局
- (12) 熊谷商工会議所表彰式
日時 5月24日(木)午後3時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (13) 熊谷税務署管内青色申告会連合会
日時 5月24日(木)午後4時00分～
場所 埼玉グランドホテル深谷
- (14) 大里地区租税推進協議会
日時 5月31日(木)午前10時00分～
場所 埼玉県産業技術センター北部研究所
- (15) 正副支部長・地域長会議
日時 6月1日(金)午後5時00分～
場所 支部事務局
- (16) 県連支部長会・常務理事会・理事会
日時 6月4日(月)
場所 埼玉県税理士会館
- (17) 熊谷法人会青年部総会
日時 6月5日(火)午後3時30分～
場所 マロウドイン熊谷
- (18) 正副支部長・署との協議会
日時 6月6日(水)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (19) 支部総務部・福祉共済部会
日時 6月19日(火)正午～
場所 ホテルガーデンパレス
- (20) 例会・署との協議会
日時 6月19日(火)午後1時20分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (21) 第32回定期総会
日時 6月19日(火)午後3時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

- (1) 〈派遣関係〉支部推薦
深谷市土地開発公社監事 中村敏行会員
- (2) 政治連盟代議員支部推薦 (敬称略)
 - ① 関東信越税理士政治連盟代議員
渡辺実・木本英男・本塚雄一郎・前嶋修身・中村敏行
 - ② 埼玉県税理士政治連盟代議員
渡辺実・内田守一・花沢邦夫・萩原直幸・中村敏行・小島周二・寺山智久・曾根和也
中野敦夫・木本純二・清水茂昭・西田政隆・木本英男・本塚雄一郎・前嶋修身・田代充雄

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

- (1) 関東信越税理士会情報
- (2) 埼玉県税理士会支部連合会情報
- (3) 熊谷支部各部会情報
- (4) その他

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

6. 次回例会予定

日時 6月19日(火) 午後1時20分～支部例会・署との協議会
午後3時30分～支部第32回定期総会
場所 ホテルガーデンパレス

*バス 午後1時00分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

平成 24 年 5 月 7 日

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会 熊谷支部
支 部 長 渡 辺 実
税 務 支 援 対 策 部

確定申告期税務支援アンケート結果報告

関東信越税理士会熊谷支部会員の皆様方におかれましては日頃から支部活動にご協力いただきまして誠にありがとうございます。確定申告期の税務支援事業に関するアンケートの結果をご報告いたします。

◎アンケート期間 平成 24 年 3 月 23 日～4 月 3 日

◎回収件数／熊谷支部会員総数 38／157 (回収率 24.2%)

1. 深谷コミュニティセンター会場での申告指導について

①現状のままでよい 20 件 ②改善すべきである 3 件 ③無回答 15 件 (「従事せず」との回答を含む)

[主な意見]

- ・ 今後とも継続すべき事業だ。
- ・ 現場での対応力が求められる割合が年々増えている。
- ・ 1 日当たりの税理士数を増やせないか。
- ・ 作成用パソコンを使用すると自主申告が進まない。
- ・ たとえば 2 月中のみ等に相談期間を短縮すべき。

2. 商工会議所・商工会での青色申告指導について

①現状のままでよい 17 件 ②改善すべきである 4 件 ③無回答 17 件 (「従事せず」との回答を含む)

[主な意見]

- ・ 人数を減らしてもよいと思う。
- ・ 対象者の範囲を明確にして欲しい。
- ・ 代理送信担当日でないのに代理送信をお願いされた。
- ・ 支援対象者について事務局と打ち合わせをしておいて欲しい。

3. 農業青色申告指導について

①現状のままでよい 12 件 ②改善すべきである 5 件 ③無回答 21 件 (「従事せず」との回答を含む)

[主な意見]

- ・ 税務支援の内容に差がある。
- ・ JA ふかやはパソコンによる自計化が進んでいる。税理士派遣の意義が薄れてきているのでは。
- ・ JA の指導が行き届いている。
- ・ ある程度のマニュアル化が必要なのでは。

- ・ 申告の確認のみで指導等ではなかった。
- ・ 全 37 通のうち 18 通は不動産所得があり、うち 6 通には農業所得がない。兼業農家のうち 2 通は所得が 600 万円超。対象者の範囲を明確にして欲しい。
- ・ 土地の収用の相談があった。支援対象者について事務局と打ち合わせをしておいて欲しい。
- ・ 申告書がその後訂正されたのかを知りたい。
- ・ 開始時間を他の税務支援と合わせて欲しい。

4. コールセンターの税務相談について

①現状のままでよい 8 件 ②改善すべきである 2 件 ③無回答 28 件（「従事せず」との回答を含む）

[主な意見]

- ・ 「誤った指導をしないよう確認してから回答するように」とのメモが配られたが、誤指導があった場合には具体的に誤指導情報と正しい回答を担当者の机上に配布して欲しい。
- ・ 平成 24 年分についても震災対応が必要と思われる。
- ・ 従事時間（9:30～17:00）に関して、終了時間を早める必要がある。

5. 金融機関での申告指導について

①現状のままでよい 6 件 ②改善すべきである 1 件 ③無回答 31 件（「従事せず」との回答を含む）

[主な意見]

- ・ 真に必要性があるのかを分析して判断すべき。

6. 震災対応税務支援について

[主な意見]

《宇都宮支部無料申告相談》

- ・ 宇都宮支部の先生方には大変親切にいただいた。
- ・ 宇都宮支部無料申告相談の方法は納税者にとって二度手間になっている。
- ・ 相談日当日が大雪で相談者数が少なかった。
- ・ 貴重な体験をすることができた。

《コールセンター宇都宮会場の電話相談》

- ・ 宇都宮税理士会館の方に非常に親切にいただいた（同趣旨意見計 2 件）。
- ・ 電話を受けるだけならわざわざ宇都宮まで行くことはないのでは。
- ・ 近隣のサテライトの従事員を増やすことで対応できたのではないか。

《全体》

- ・ 数年は継続して支援すべき。
- ・ 本年も雑損控除等があると思われるので事前の研修が必要。

7. 会員事務所での申告相談について

①現状のままでよい 22 件 ②改善すべきである 3 件 ③無回答 13 件

[主な意見]

- ・ 税務申告等は税理士の独占業務であり広く税務相談等に対応するための手段としては会員事務所での申告相談も有用。
- ・
- ・ 電子申告も進んでおり会員事務所での申告相談の役割は終わったのではないかと。廃止すべきである(同趣旨意見計 2 件)。
- ・ 相談者が少ない状況ではあまり効果がないと思う。

8. その他、税務支援全般に関してのご意見

[主な意見]

- ・ 確定申告を税理士に頼まなくとも税金に詳しい人に相談した方が安上がりでいいと考えている人が多い。租税教育の重要性を感じた。
- ・ 熊谷支部は他支部と比べると従事日数が少ないと感じます。
- ・ 1日にしていただくと助かります。
- ・ 税務相談所の相談を電話対応にいただき大変助かった。

※ ご協力ありがとうございました。

埼税協熊谷地域5月例会

平成24年 5月 7日(月)
於 ホテルガーデンパレス

会務報告

24. 4. 11 (水) あんしん財団 推進協議会
(時間, 場所) 15:00～ ラフォーレ清水園
(議 題) (1) 平成23年度推進実績について
(2) 平成23年度地域達成表彰
(3) 平成24年度推進目標及び推進施策について
(4) ブロック別分科会
24. 4. 20 (金) 日本生命 税理士VIP代理店推進協議会
(時間, 場所) 15:00～ ラフォーレ清水園
(議 題) (1) 平成23年度状況確認
(2) 平成24年度事業計画検討
(3) 意見交換

第1回 特別研修会の開催について

標記の研修会を、下記の要領にて開催いたします。会員及び事務所職員の皆さまの受講をお待ちしております。なお、「会員別研修記録集計システム」にて受付を行いますので、会員の方は「関東信越税理士会研修受講カード」を忘れずにお持ち下さい。

お申込みが定員を超えた場合は税理士会員を優先しますので、あらかじめご了承下さい。

記

日 時 平成24年5月25日(金) **2.5時間でカウント** 受付開始 13:30

第1部 時 間 14:00～15:00

テ ー マ メンタルヘルスと雇用契約

講 師 社会保険労務士、行政書士、経営コンサルタント 早坂 仁一 氏

【略歴】平成6年12月 社会保険労務士早坂事務所開設

平成10年10月 有限会社早坂人財コンサルタント設立

企業研修、専門学校講義等、年間100回以上。現在に至る。

第2部 時 間 15:10～16:30

テ ー マ 医療格差とセカンドオピニオン

講 師 彌永 篤(いよなが あつし)氏

【略歴】平成17年8月 ティーベック株式会社 入社

入社後、企業のメンタルヘルス対策セミナーを数多く行い、その経験を生かし現在は、法人会、税理士共済会等に医療格差やセカンドオピニオンサービスに関する講演を年間50回程度行なっている。

【ティーベック株式会社】

ティーベック株式会社は、厚生労働省の助言・指導のもとに北欧や米国の医療・介護関連の制度やシステムについての長年の研究を経て、平成元年(1989年)、日本で最初に設立された24時間・年中無休体制による電話健康相談の専門会社です。現在は、名医のネットワーク、ドクターオブドクターズネットワークの構築、企業のメンタルヘルス対策や、幅広い健康関連サービスを通じて多くの人たちの健康をサポートしています。

場 所 埼玉県税理士会館3階会議室 さいたまま市大宮区大成町1-289-2 TEL 048-665-3111

定 員 100名(先着順。締切日を5月21日(月)としますが、定員に達した時点で受付を終了することもあります。)

受講料 無料

申込方法 下段の受講申込欄をご使用いただき、県連事務局宛FAXにてお申込下さい。

受講申込欄

税理士登録番号	No.
税 理 士 名	
受講税理士名	
受講職員名	
受講職員名	

※ご記入方法について

職員の方のみのお申込みの場合は、税理士登録番号・税理士名・受講職員名の欄にそれぞれご記入願います。

※お申込みが定員を超えるような場合は税理士会員を優先し、職員の方をご遠慮させていただくこともありますので、予めご了承ください。

FAX返信先 048-665-3888

関東信越税理士会埼玉県支部連合会(江利川)

平成 24 年 5 月 7 日

支部会員 各位

税理士会熊谷支部長 渡辺 実
公益活動対策部長 大谷 宏一

公益活動に関するアンケート結果報告

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のアンケートにご回答いただきありがとうございます。4月27日現在のアンケート結果につきご報告申し上げます。

今後、家庭裁判所から「成年後見人」または「成年後見監督人」の推薦依頼が熊谷支部にありましたら、会員の皆様におかれましては、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

尚、「成年後見人」または「成年後見監督人」に関するアンケートは引き続き回収しております。また、税理士の公益活動に関する事項でご意見やご不明な点がございましたら「成年後見人」や「成年後見監督人」以外の事項でもかまいませんので支部事務局まで Fax をお願い致します。

公益活動に関するアンケートの結果

A 成年後見人及び成年後見監督人に就任可能	8人
B 成年後見人に就任可能	1人
C 成年後見監督人に就任可能	2人
D いずれにも就任できない	35人

熊谷支部事務局

Fax 048-521-9612

日時 平成 24 年 5 月 7 日 (月)

9 時 30 分～

場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Tax の普及拡大について (別添 1 のとおり) (総務課)

(2) 平成 23 年 12 月 2 日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 (復興財源確保法)」について (総務課)

イ 復興特別所得税 (別添 2 のとおり)

ロ 復興特別法人税 (別添 3 のとおり)

- (3) 平成 23 年分申告所得税延納分について (管理運営部門)
納期限 平成 24 年 5 月 31 日 (木)
・延納税額が 12 万円以上は、利子税がかかります。(年 4.3%)
・5 月中旬頃に振替未利用者には、納付書を送付する予定です。
- (4) 保険年金に係る特別還付金の請求期限について (個人課税部門)
- (5) 平成 24 年分の路線価図等の公開時期について (資産課税部門)
(別添 4 のとおり)
- (6) 株式等の異動に関する資料の提出依頼について (資産課税部門)

添付書類

- 1 3 月決算法人の確定申告書の作成・提出も e-Tax のご利用を!! (総務課)
- 2 個人の方に係る復興特別所得税のあらまし (総務課)
- 3 復興特別法人税のあらまし (総務課)
- 4 平成 24 年分の路線価図等の閲覧について (資産課税部門)

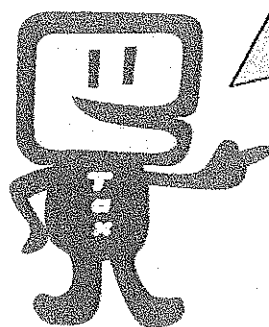
関東信越税理士会
熊谷支部会員 各位

平成 24 年 5 月 7 日
熊 谷 税 務 署

3月決算法人の確定申告書 の作成・提出もe-Taxのご利用を！！

e-Taxの利用促進につきましては、ご協力いただきありがとうございます。

さて、3月決算法人の法人税・消費税等の確定申告につきましても、より多くe-Taxをご利用くださいますようお願い申し上げます。



3月決算法人の確定申告(5月申告)に対応するため、
e-Taxの受付時間が次の期間は延長されます。

期 間 5月28日(月)～31日(木)

受付時間 午前8時30分～午後10時30分
(通常は午前8時30分～午後9時)

※ ご不明な点は、総務課長又は総務課長補佐までお尋ねください。
(電話 048-521-2905)

個人の方に係る復興特別所得税のあらまし

～平成25年分の所得税から適用される復興特別所得税が創設されました～

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」が創設されました。

個人の方に係る復興特別所得税の概要は以下のとおりです。

1 納税義務者

個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別所得税も併せて納める義務があります。

2 課税対象

個人の方については、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(下記3参照)が、復興特別所得税の課税対象となります。

(注) 給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。

3 基準所得税額

個人の方の基準所得税額は、次の表のとおりです。

(注) その年分の所得税において外国税額控除の適用がある居住者の方については、外国税額控除額を控除する前の所得税額となります。

区 分		基 準 所 得 税 額
居住者	非永住者以外の居住者	全ての所得に対する所得税額
	非永住者	国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税額
非居住者		国内源泉所得に対する所得税額

4 課税標準

復興特別所得税の課税標準は、その年分の基準所得税額です。

5 復興特別所得税額の計算

復興特別所得税額は次の算式で求めることとなります。

$$\text{【算式】 復興特別所得税額} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

(注) その年分の所得税において外国税額控除の適用がある居住者の方のうち控除対象外国所得税額が所得税の控除限度額を超える方については、その超える金額をその年分の復興特別所得税額から控除することができます。ただし、その年分の復興特別所得税額のうち国外所得に対応する部分の金額が限度とされます。

6 所得税及び復興特別所得税の予定納税

平成25年から平成49年までの各年分において、予定納税基準額が15万円以上である方は、所得税及び復興特別所得税の予定納税をすることになります。

(注1) 平成25年から平成49年までの各年分の予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算することになります。

(注2) 所得税の振替納税を利用している方については、振替日に指定の預貯金口座から所得税及び復興特別所得税に係る予定納税の合計額が併せて引き落とされます。

7 確定申告

平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税を併せて申告しなければなりません。また、所得税及び復興特別所得税の申告書には、基準所得税額、復興特別所得税額等一定の事項を併せて記載することになります。

8 所得税及び復興特別所得税の納付

所得税及び復興特別所得税の申告書を提出した方は、その申告書の提出期限までに、その申告書に記載した納付すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を納付することになります。

(注) 所得税の振替納税を利用している方については、振替日に指定の預貯金口座から所得税及び復興特別所得税の合計額が併せて引き落とされます。

9 所得税及び復興特別所得税の還付

所得税及び復興特別所得税の申告書を提出した方について、所得税及び復興特別所得税の額の計算上控除しきれない予納（特別）税額及び源泉徴収（特別）税額があるときは、その控除しきれない金額が還付されます。

(注) 予納特別税額及び源泉徴収特別税額とは、それぞれ復興特別所得税に係る予納税額及び源泉徴収税額をいいます。

10 源泉徴収等

(1) 源泉徴収

源泉徴収義務者の方は、給与その他源泉徴収をすべき所得を支払う際、その所得について所得税及び復興特別所得税を徴収し、その法定納期限までに、これを納付することになります。

(2) 年末調整

所得税の年末調整をする源泉徴収義務者の方は、平成25年から平成49年までの各年分においては、所得税及び復興特別所得税の年末調整を併せて行うことになります。

- このパンフレットは平成23年12月2日現在の法令に基づいて作成しています。
- ご不明の点や詳細につきましては、最寄りの税務署におたずねください。

復興特別法人税のあらまし

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法）
（復興特別法人税に関する特別措置法）

平成24年3月

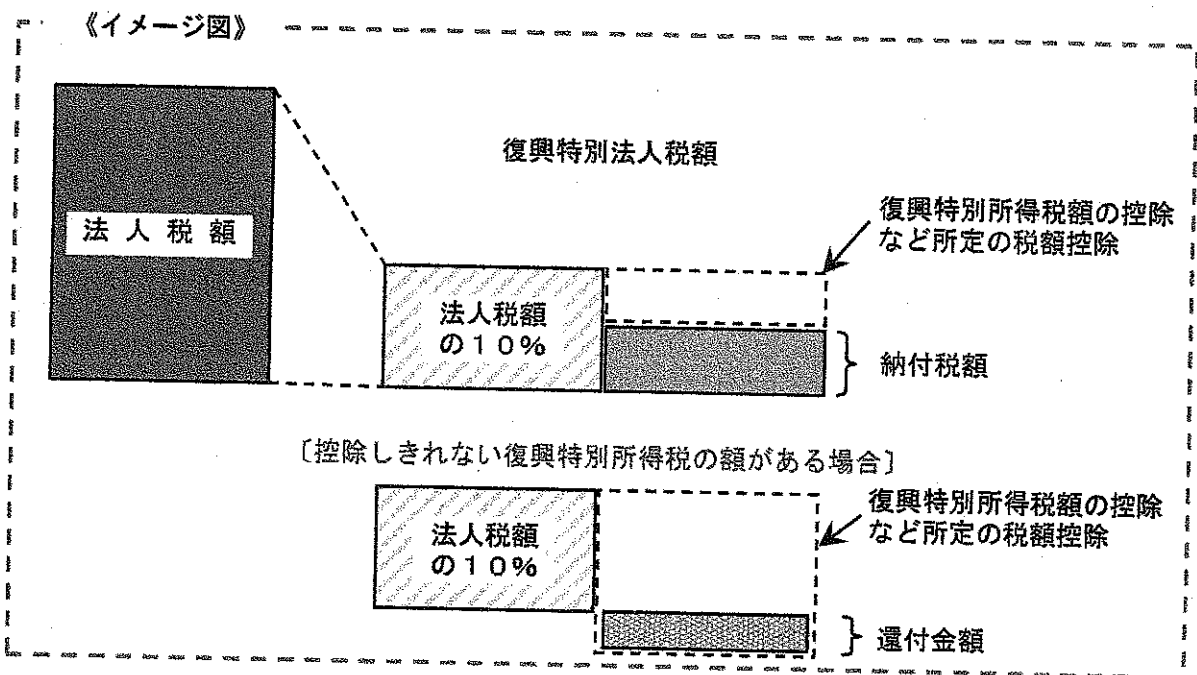
国 税 庁

平成23年12月2日に公布された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」といいます。）において復興特別法人税制度が創設され、平成24年4月1日から施行されることになりました。また、平成24年1月25日に復興特別法人税に関する政令（平成24年政令第17号。以下「復興特別法人税令」といいます。）及び復興特別法人税に関する省令（平成24年財務省令第7号）が公布されています。

このパンフレットは、平成24年3月31日現在の法令に基づき、復興特別法人税のあらましを説明していますが、①連結申告法人の取扱い、②一定の適格合併をした場合等の復興特別法人税の課税標準の計算などについてお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「復興特別法人税の概要」をご覧ください。

（復興特別法人税制度の概要）

この制度は、法人の各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされているものであり、利子など一定の所得に課された復興特別所得税の額などがある場合には、所定の金額を控除した後の金額を納付することとされています。また、復興特別法人税の額の計算上控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、その還付を受けるための申告書を提出することができることとされています。



(復興特別法人税制度の具体的内容)

復興特別法人税制度の具体的な内容は、次のとおりです。

1 納税義務者

法人は、基準法人税額につき、復興特別法人税を納める義務があります(復興財源確保法42)。

なお、人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなすこととされています(復興財源確保法41①)。

《基準法人税額の意義》

基準法人税額とは、法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定(次に掲げる規定を除きます。)により計算した法人税の額(附帯税の額を除きます。)をいいます(復興財源確保法44一)。

① 法人税法第67条(特定同族会社の特別税率)、第68条(所得税額の控除)、第69条(外国税額の控除)、第70条(仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除)、第70条の2(税額控除の順序)及び第144条(外国法人の所得税額控除)

② 租税特別措置法第3章第5節(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)及び第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

基準法人税額は、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

(算式)

$$\text{基準法人税額} = \text{別表一(一)「2」欄} - \text{別表一(一)「3」欄} + \text{別表一(一)「5」欄}$$

(注) 法人税の納税義務のない法人(例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行わないものや国内源泉所得を有しない外国法人)や清算所得に対する法人税を課されている平成22年9月30日以前に解散した内国普通法人等(法人税申告書別表二十(一)又は別表二十(二)を使用する法人)は基準法人税額を有しませんので、納めるべき復興特別法人税の額は生じません(平成22年9月30日以前に解散した内国普通法人等の取扱いについては、「復興特別法人税の概要」をご覧ください)。

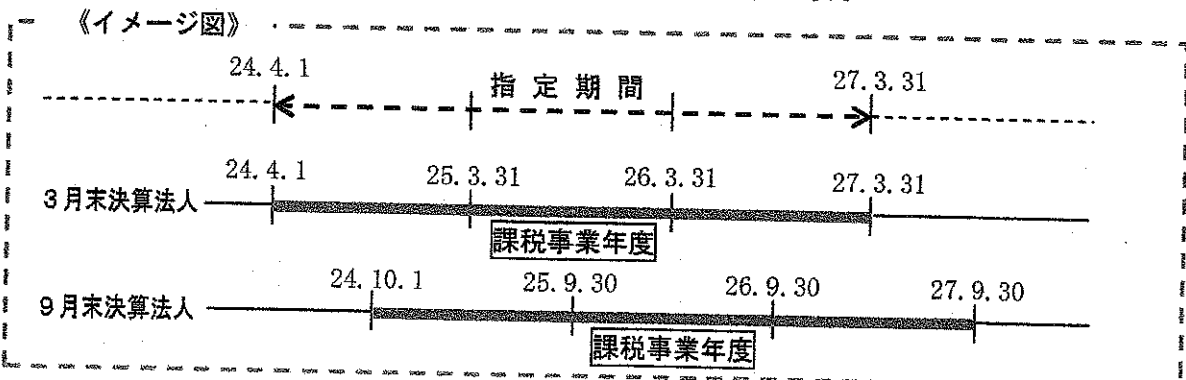
2 納税地

復興特別法人税の納税地は、法人税の納税地と同じです(復興財源確保法46①)。

3 課税事業年度及び課税標準法人税額

(1) 課税事業年度

復興特別法人税の課税の対象となる事業年度(以下「課税事業年度」といいます。)は、一定の場合を除き、法人の平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間(以下「指定期間」といいます。)内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされています(復興財源確保法40十、45①)。



(2) 課税標準法人税額

復興特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされています（復興財源確保法47①、②本文）。

② 課税標準法人税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額が切捨てとなります（国税通則法118①）。

(3) 新設法人等の場合の課税事業年度等

イ 新設法人等の場合の課税事業年度

指定期間内に設立された法人など次の表に掲げる法人の場合には、それぞれ次の表の「課税事業年度」欄の事業年度が課税事業年度となります（復興財源確保法45）。

法人	課税事業年度	最後の課税事業年度の対象期間
（新設法人） ① 指定期間内に設立された法人（復興財源確保法45②一）	指定期間内の日の属する事業年度（復興財源確保法45②一）	最後の課税事業年度開始の日から指定期間の末日までの期間 ただし、法人が次の場合に該当する場合には、それぞれ次の期間となります（復興財源確保法47②二）。 ① 指定期間の末日以前に合併により解散した場合 最後の課税事業年度開始の日から当該合併の日の前日までの期間 ② 指定期間の末日前に残余財産が確定した場合 最後の課税事業年度開始の日から当該残余財産の確定の日までの期間
（事業年度変更等法人） ② ①に掲げる法人以外の法人で、事業年度の変更その他の事由により、課税事業年度の月数の合計が36月を超えるもの	指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（復興財源確保法45①）	最後の課税事業年度開始の日から当該法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日以後3年を経過する日までの期間（復興財源確保法47②一）

ロ 新設法人等の場合の最後の課税事業年度の課税標準法人税額

上記イの表に掲げる法人の各課税事業年度（復興特別所得税の額があるため、課税事業年度とみなされる事業年度を除きます。5ページの5(4)の②参照。）のうち最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、(2)にかかわらず、次の算式により計算した金額となります（復興財源確保法47②ただし書）。

（算式）

$$\text{課税標準法人税額} = \text{基準法人税額} \times \frac{\text{上記イの表の「最後の課税事業年度の対象期間」の月数}}{\text{最後の課税事業年度の月数}}$$

②1 上記算式の月数は、曆に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします（復興財源確保法47③）。

2 最後の課税事業年度以外の課税事業年度の課税標準法人税額は、(2)によります。

課税事業年度及び課税標準法人税額については、6ページ以降の事例も参考としてください。また、指定期間内に新たに収益事業を開始した公益法人等、一定の適格合併に係る合併法人などの課税事業年度及び最後の課税事業年度の課税標準法人税額については、「復興特別法人税の概要」をご覧ください。

4 税額の計算

(1) 復興特別法人税の額

復興特別法人税の額は、次の算式により計算した金額となります（復興財源確保法48）。

（算式）

$$\text{復興特別法人税の額} = \text{課税標準法人税額} \times 10\%$$

(2) 復興特別所得税額の控除

内国法人が各課税事業年度において課される復興特別所得税の額は、公社債の利子、剰余金の配当等に係るものについては元本の所有期間であん分をし、これら以外のものについては全額を控除対象とするなど法人税の額から控除する所得税の額の取扱いに準じて、当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除されます（復興財源確保法49①、復興特別法人税令5①④、法人税法施行令140の2、租税特別措置法施行令26の11①）。

したがって、復興特別所得税の額を法人税の額から控除することはできません。

なお、復興特別所得税は所得税と併せて源泉徴収されますので、控除を受けるべき金額の計算の基礎となる復興特別所得税の額は、源泉徴収された「所得税及び復興特別所得税の額」に

$\frac{2.1}{102.1}$ を乗じて計算した金額となります（復興財源確保法28⑥）。

① 源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に所得税の源泉徴収を行う際に、復興特別所得税を併せて徴収することとされているため、復興特別所得税は、平成25年1月1日以後に支払を受けるべき利子等について課されることとなります（復興財源確保法28①）。

② 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得につき課される復興特別所得税の額については、復興特別法人税の額から控除することはできませんので（復興財源確保法49②）、この復興特別所得税の還付を受けるために復興特別法人税申告書を提出することはできません（5ページの5(4)参照）。

③ 復興特別所得税の額の控除を受ける場合には、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類（復興特別法人税申告書別表二）を添付する必要があります（復興財源確保法49⑤）。

④ 平成22年9月30日以前に解散した内国普通法人等の取扱いについては、「復興特別法人税の概要」をご覧ください。

(3) 外国税額の控除

復興特別法人税申告書を提出する内国法人が各課税事業年度において法人税法第69条第1項（外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合において、当該課税事業年度の控除対象外国法人税の額（租税特別措置法第66条の7第1項（内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入）及び第66条の9の3第1項（特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の課税対象金額等の益金算入）の規定により控除対象外国法人税の額とみなされるものを含みます。）が法人税法第69条第1項の控除限度額を越えるときは、次の算式により計算した復興特別法人税控除限度額を限度として、その超える金額は当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除されます（復興財源確保法50①、復興特別法人税令6①、法人税法施行令142）。

（算式）

$$\text{復興特別法人税控除限度額} = \text{復興特別法人税の額} \times \text{国外所得割合}$$

$$\text{国外所得割合} = \frac{\text{当該事業年度の国外所得金額}}{\text{当該事業年度の所得金額}}$$

① 算式中の「復興特別法人税の額」は、その計算の基礎となった基準法人税額のうちに租税特別措置法第42条の4第11項（連結納税の承認を取り消された場合の試験研究費の額に係る法人税額）など一定の規定により加算された金額が含まれている場合には、当該基準法人税額からその加算された金額を控除した残額を基準法人税額とみなして計算した復興特別法人税の額となります（復興特別法人税令6①）。

② 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずる所得につき納付する控除対象外国法人税の額については、復興特別法人税の額から控除することは

できません（復興財源確保法50④）。

- 3 外国税額の控除を受ける場合には、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除を受けべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類（復興特別法人税申告書別表三）を添付する必要があります（復興財源確保法50⑤）。
- 4 控除対象外国法人税の額は、まず、法人税の控除限度額の範囲内で法人税の額から控除され、控除しきれなかったものは、復興特別法人税控除限度額の範囲内で復興特別法人税の額から控除されますが、なお控除しきれなかったものは、道府県民税の額及び市町村民税の額から控除されることとなります。また、当該事業年度の道府県民税の額及び市町村民税の額からもなお控除しきれなかった残額（控除限度超過額）は、前3年内事業年度（当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度をいいます。）の法人税、道府県民税及び市町村民税の控除余裕額のうち当該事業年度に繰り越されたもの（繰越控除限度額）を充当することにより控除され、なお控除しきれなかった残額（繰越控除対象外国法人税額）は、翌事業年度に繰り越されることとなります（復興財源確保法63①、法人税法69②③）。

(4) 税額控除の順序

復興特別所得税の額及び外国税額の復興特別法人税の額からの控除については、まず外国税額の控除をした後において、復興特別所得税の額の控除をすることとなります（復興財源確保法51）。

5 申告及び納付等

(1) 申告

法人は、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書を提出しなければなりません。ただし、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません（復興財源確保法53①）。

② 1 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、残余財産の確定の日の属する課税事業年度に係る復興特別法人税申告書は、当該課税事業年度終了の日の翌日から1月以内（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に提出する必要があります（復興財源確保法53②）。

2 法人税法第75条又は第75条の2（確定申告書の提出期限の延長等）の規定により同法第74条第1項（確定申告）の規定による申告書の提出期限が延長されている場合には、復興特別法人税申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります（復興財源確保法53④）。

なお、復興特別法人税申告書の提出期限の延長の適用を受けた場合には、所定の計算に基づく利子税を納付する必要があります（復興財源確保法53④⑤）。

(2) 青色申告

法人税の申告書を青色申告書により提出することにつき税務署長の承認を受けている場合には、復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書について、青色申告書により提出することができます（復興財源確保法58①）。

(3) 納付

復興特別法人税の額があるときは、復興特別法人税申告書の提出期限までに、その復興特別法人税を国に納付する必要があります（復興財源確保法55）。

(4) 復興特別所得税額の還付

控除をされるべき復興特別所得税の額で、復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかったものがあるときは、その控除しきれなかった復興特別所得税の額の還付を受けることができます（復興財源確保法53、56）。また、課税標準法人税額がない場合においても、控除をされるべき復興特別所得税の額があるときは、復興特別法人税申告書を提出することにより、その復興特別所得税の額の還付を受けることができます（復興財源確保法54、56）。

② 平成24年4月1日前に開始した事業年度であっても、平成25年1月1日以後に源泉徴収をされた復興特別所得税の額がある場合には、その還付を受けるために復興特別法人税申告書を提出することができます。この場合には、当該事業年度は課税事業年度とみなされますが（復興財源確保法45③）、課税標準法人税額は無いものとして申告をします（復興財源確保法47④）。

同様に、最後の課税事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度において、源泉徴収をされた復興特別所得税の額がある場合にも、当該各事業年度は課税事業年度とみなされますが、課税標準法人税額は無いものとされますので、その復興特別所得税の額の還付を受けるために復興特別法人税申告書を提出することができます。

(参考)

復興特別法人税の課税事業年度及び課税標準法人税額

<p>事例</p>	<p>【事例1】原則 年1回9月末決算法人</p> <p>Timeline diagram showing the relationship between the designated period and the business year for a company with annual accounting ending on September 30. The designated period is from 24.4.1 to 27.3.31. The business years are 24.10.1 to 27.9.30. The designated period is divided into three 3-year segments (A, B, C) corresponding to business years X1, X2, and X3.</p>
<p>課税事業年度の説明</p>	<p>○ 指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日 (24. 10. 1) から同日以後3年を経過する日 (27. 9. 30) までの期間内の日の属する事業年度が課税事業年度となることから、25/9期、26/9期及び27/9期が課税事業年度となります (復興財源確保法45①)。</p> <p>㊦ 年2回 (例えば3月31日・9月30日) 決算法人の場合には、指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日 (24. 4. 1) から同日以後3年を経過する日 (27. 3. 31) までの期間内の日の属する事業年度が課税事業年度となることから、24/9期、25/3期、25/9期、26/3期、26/9期及び27/3期が課税事業年度となります (復興財源確保法45①)。</p>
<p>各課税事業年度の課税標準法人税額</p>	<p>各課税事業年度の課税標準法人税額は、次のとおりとなります。</p> <p>① 25/9期 (24. 10. 1 ~ 25. 9. 30) $X_1 = A$</p> <p>② 26/9期 (25. 10. 1 ~ 26. 9. 30) $X_2 = B$</p> <p>③ 27/9期 (26. 10. 1 ~ 27. 9. 30) $X_3 = C$</p> <p>㊦ 復興特別法人税の課税標準である各課税事業年度の課税標準法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額となります (復興財源確保法47①②本文)。</p>

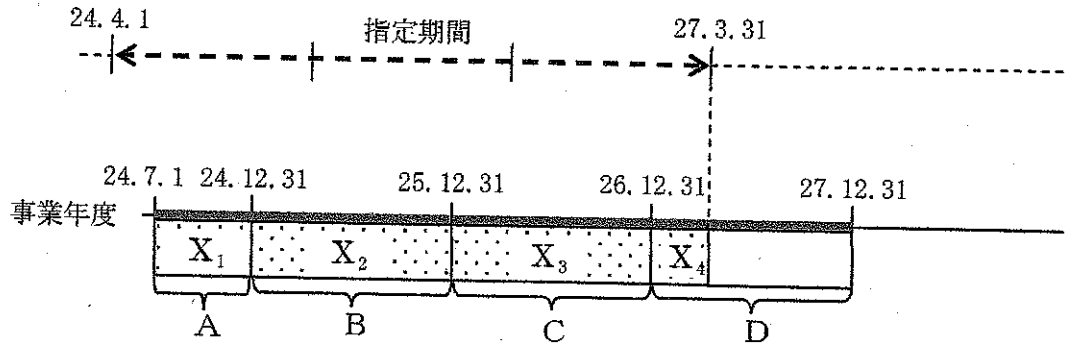
㊦ 部分は課税事業年度を示します (以下同じです。)

また、A、B、C…はそれぞれの課税事業年度の基準法人税額 (2ページの1参照) を、 X_1 、 X_2 、 X_3 …は課税標準法人税額を示します (以下同じです。)

【事例2】新設法人の場合

指定期間内（24.7.1）に設立された年1回12月末決算法人

事例



課税事業年度の説明

- 指定期間内に設立された法人については、指定期間内の日の属する事業年度が課税事業年度となることから、24/12期、25/12期、26/12期及び27/12期が課税事業年度となります（復興財源確保法45②一）。

各課税事業年度の課税標準法人税額

各課税事業年度の課税標準法人税額は、次のとおりとなります。

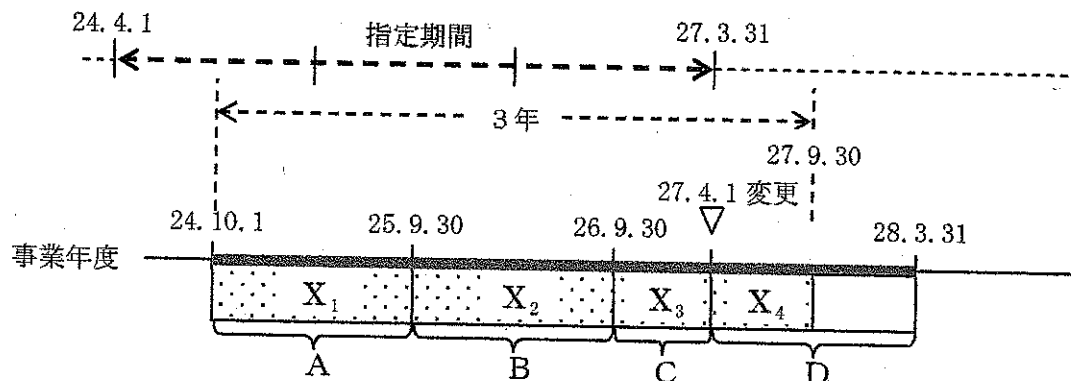
- ① 24/12期（24.7.1～24.12.31）
 $X_1 = A$
- ② 25/12期（25.1.1～25.12.31）
 $X_2 = B$
- ③ 26/12期（26.1.1～26.12.31）
 $X_3 = C$
- ④ 27/12期（27.1.1～27.12.31）
 $X_4 = D \times \frac{3}{12}$

㊦ 指定期間内に設立された法人の各課税事業年度のうち、最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、基準法人税額に、当該最後の課税事業年度（27.1.1～27.12.31）の月数（12月）のうちに当該最後の課税事業年度開始の日（27.1.1）から指定期間の末日（27.3.31）までの期間（3月）の占める割合を乗じて計算します（復興財源確保法47②二）。

なお、「最後の課税事業年度の月数」又は「最後の課税事業年度開始の日から指定期間の末日までの期間の月数」に1月未満の端数が生ずる場合には、その端数は1月に切り上げます（以下同じです。）（復興財源確保法47③）。

【事例3】事業年度変更の場合

年1回9月末決算から年1回3月末決算に事業年度変更した法人（27.4.1変更）



事例

課税事業年度の説明

- 指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日（24.10.1）から同日以後3年を経過する日（27.9.30）までの期間内の日の属する事業年度が課税事業年度となることから、25/9期、26/9期、27/3期及び28/3期が課税事業年度となります（復興財源確保法45①）。
- ㊦ この事例では、事業年度変更により、課税事業年度の月数の合計が36月を超えます。

$$12\text{月 (25/9期)} + 12\text{月 (26/9期)} + 6\text{月 (27/3期)} + 12\text{月 (28/3期)} = 42\text{月} > 36\text{月}$$

各課税事業年度の課税標準法人税額

- 各課税事業年度の課税標準法人税額は、次のとおりとなります。
- ① 25/9期（24.10.1～25.9.30）
 $X_1 = A$
 - ② 26/9期（25.10.1～26.9.30）
 $X_2 = B$
 - ③ 27/3期（26.10.1～27.3.31）
 $X_3 = C$
 - ④ 28/3期（27.4.1～28.3.31）
 $X_4 = D \times \frac{6}{12}$
- ㊦ 事業年度変更により、課税事業年度の月数の合計が36月を超える法人の各課税事業年度のうち、最後の課税事業年度の課税標準法人税額は、基準法人税額に、当該最後の課税事業年度（27.4.1～28.3.31）の月数（12月）のうちに当該最後の課税事業年度開始の日（27.4.1）から当該法人の指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日（24.10.1）以後3年を経過する日（27.9.30）までの期間（27.4.1～27.9.30）の月数（6月）の占める割合を乗じて計算します（復興財源確保法47②一）。

第三節

復興特別法人税は平成21年4月1日以後に開始する事業年度から課税されます。また、平成21年3月31日以前に開始した事業年度であっても、復興特別法人税を課された場合には、この申告書の提出することによりその復興特別所得税の還付を受けることができます。

平成 年 月 日 所 署 税務署長殿		一連番号
納税地 (フリガナ)	電話 () -	連続グループ 整理番号
法人名 (フリガナ)		整理番号
代表者 自署押印		申告年月日
代表者 住所		申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分
経理責任者 自署押印		通信日付印
旧納税地及び 旧法人名等		確認印
		年 月 日

別表一 各課税事業年度の復興特別法人税に関する申告書... 以後開始課税事業年度分

平成 年 月 日

課税事業年度分の復興特別法人税申告書 ()

平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

課税標準法人税額 (15)又は0	000	この申告が修正申告である場合	課税標準法人税額	000
復興特別法人税額 (1)×10%	00		控除税額	
控除税額 (16)+(18)			復興特別法人税額	
差引この申告により納付すべき復興特別法人税額 (2)-(3)	00		還付金額	
この申告による還付金額 (20)			この申告により納付すべき復興特別法人税額 (14)-(18)若しくは(4)+(9)又は(10)-(5))	00

課税標準法人税額等の計算

法人税額 (法人税申告書別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」、別表一(二)(一)「2」、別表一(二)(二)「2」又は別表一(三)「2」)		外国税額の控除額 (別表三「11」又は「19」)	
法人税額の特別控除額 (法人税申告書別表一(一)「3」、別表一(二)「3」、別表一(三)「3」、別表一(二)(一)「3」、別表一(二)(二)「3」又は別表一(三)「3」)		復興特別所得税の額 (別表二「6の③」)	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額 (法人税申告書別表一(一)「5」、別表一(二)「5」、別表一(三)「5」、別表一(二)(一)「5」、別表一(二)(二)「5」又は別表一(三)「5」)		復興特別所得税の控除額 (12)-(16)と(17)のうちいずれか少ない金額	
基準法人税額 (11)-(12)+(13)		控除した金額 (3)	
課税標準法人税額 (14)又は(14)×-	000	控除しきれなかった復興特別所得税の額 (17)-(18)	
		残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日
		還付を受ける金融機関等	銀行 本店・支店 出張所 金庫・組合 本所・支所 農協・漁協
		口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号
		※税務署処理欄	

税理士 署名押印

平成 24 年 4 月
国 税 庁

平成 24 年分の路線価図等の閲覧について

相続税・贈与税の土地などの評価に用いる平成 24 年分の路線価図等の閲覧は、7月2日（月）からを予定しています。

- 路線価図等は、ご自宅などでインターネットにより閲覧できます。

国税庁ホームページでは、全国の過去 3 年分の路線価図等がご覧になれます【<http://www.rosenka.nta.go.jp>】。

- 全国の国税局・税務署でパソコンにより閲覧できます。

混雑時はお待ちいただく場合があります。